

## 10月例会報告「中国の行動派フェミニストの運動」

遠山日出也

10月例会で、私は「中国の行動派フェミニストの運動——2012年～2016年——」という報告をさせていただいた。このテーマ自体は、あまり直接、日本社会や日本の運動と関係するものではないので、どれほどの方が来てくださるのか不安だった。しかし、会員7人、非会員5人の方が参加してくださった。

以下、私がこれまで『女性学年報』34号やVOWで書かせていただいた以外の点に重点を置いて、当日の報告の一部をご紹介します。

### はじめに

中国では、2012年から、街頭パフォーマンスアートや署名運動、企業・機関への連名書簡、訴訟、行政への情報開示申請、全国人民代表大会の代表への要請などを、多くの人の力を結集しておこなう「行動派フェミニスト(フェミニスト行動派)」の運動が起きた。

従来の女性NGOは、学者や弁護士など知識人が中心だったが、行動派は女子大学生など、若い女性を中心である。

こうした運動が起きた背景には、(1)大学の講義やNGOの講座を通じたフェミニズム理論の普及、(2)一部NGOが若い女性たちに対して研修をおこない、彼女たちの運動にも協力したこと、(3)インターネット、とくに<sup>ウェイボー</sup>微博(中国版ツイッター)の普及などがあった。

### 一 具体的な活動——雇用、とくに就職の男女差別に対する運動を例に

当日はさまざまな分野の活動をご紹介したが、ここでは紙幅の関係で、雇用(とくに就職)

の男女差別に対する運動にしぼって、どのような活動をしたかを述べる。

### (1) 街頭パフォーマンスアート

まず、2012年4～5月、花木蘭(男装して従軍した伝承中の女性)に扮した街頭パフォーマンスアートを、**写真①**(2012.4.8 西安)

全国8か所で、合同企業説明会の前などでおこなった。彼女たちは、「花木蘭が現代にタイムトラベルした。鎧を脱いで仕



事に就きたいのに、いかにせん仕事が見つからない」と書いたプラカードを掲げ、女性はたとえ有能であっても、差別を受けて就職が困難な状況を訴えた(写真①)。

### (2) 訴訟

就職の男女差別については、訴訟も繰り返して起こした。それをまとめたのが、次のページの上の「中国における就職の男女差別裁判一覧」である。この一覧からは、2013年12月に初めて勝利和解をし、2014年11月に初の勝訴をしたという大きな前進があったほか、以下の点でも前進があったことがわかる。

①受理までの期間の短縮。最初に提訴した曹菊は、訴訟を裁判所に受理させるのに1年2カ月もの時間を費やした。その間には、以下のようなさまざま活動がなされた。

・10人の女子大学生が、会社の前でパフォー

## 中国における就職の男女差別（「男性」のみ募集、女性を理由とした不採用）裁判一覧

提訴	原告 (仮名)	職種	受理迄 の期間	結果
2012年7月	曹菊	事務補助	1年2 カ月	2013年12月、会社が謝罪、「女性の平等な就職のための基金」に寄付するという名目で3万元支払い和解
2014年7月	黄蓉	文書作成	1カ月	2014年11月、会社に慰謝料2000元(約5万円)の支払いを命ずる判決→慰謝料増額と謝罪求めて控訴→棄却
2015年1月	馬戸	宅配便配達	翌日	2015年11月、上と同様の判決→同じ趣旨で控訴→棄却
2015年8月	高曉	コック	即日	2016年4月、上と同様の判決→同じ趣旨で控訴→2016年9月控訴審判決、慰謝料に加えて、謝罪も命じる

パフォーマンスをおこなった。

- ・曹が、裁判所(=北京市海淀区法院)の監察院や上級の法院・検察院に対して、訴訟を受理させるよう訴えた。

- ・曹が、「人力資源・社会保障局」に対して、会社を行政処分するよう求めた。それがききいれられなかったので、行政訴訟も起こした(これは受理されたが、敗訴)。

- ・114名の女子大学生が連名で、北京市と海淀区の人民代表大会に対して、海淀区法院に訴訟を受理させるよう求める書簡を送った。

次に訴えを起こした黄蓉も、最初は訴えを受理してもらえなかった。しかし、裁判所と何度も掛け合い、1か月後には受理させた。

それ以後の裁判では、すぐに受理されるようになった。

②男性職での勝訴。最初の2件の裁判は、事務職が対象だった。しかし、次の2件の裁判は、肉体労働的側面も強く、男性が多数を占める職業についてだった。被告の会社側も、その点を募集・採用を男性のみにした理由として主張したが、その点を突破した。

③謝罪も獲得。今年、被告の謝罪を含む判決を初めて得た。法廷で被告側は原告に二次被害を加えてきたので、謝罪には意義がある。

ただし、こうした裁判も、以下の点では、

限界がある。

①まだ募集・採用段階の、女性であることを理由と明示した差別しか問題にしていない。

②慰謝料が低額であり、訴訟にかかった費用にも足りない。

行動派は、裁判にあたって、傍聴、署名、パフォーマンスなどをした。たとえば下の写真②では、左の女性は、学士帽と学士ガウン姿で、「曹菊の裁判を断固として支持し、性差別に対してNOを言おう」、右の女性は「能力さえあれば、性別は重要ではない」と書いたパネルを掲げている。中央の女性は、両手で茶碗を持っている。これは、もし仕事が見つからなければ、乞食をするしかないというアピールだ。テレビ局も取材に来ている。

写真②(2013.12.18 北京市海淀区法院)



会社側が「宅配便配達は重い荷物を持ち上げるから、女性を保護するため、採用しなかった」と主張したことに対しては、女性たち

は微博上で「女性が重い荷物を持ち上げるコンクール」をおこなった。そのテーマは「すべての女性が『配慮』されなければならないのか?」というもので、原告の馬戸は自分が重い荷物を持ち上げている写真を投稿した(写真③)。また、荷物をカートで運ぶことによって、運送業も肉体労働の比重が低下したことをアピールする写真もあった(写真④)。

写真③



写真④



### (3) 行政機関に通報

2012年12月には、8都市の20余名の女子大学生が、性差別的求人を出した企業267社とそれを掲載したサイトを違法だとして、各地の人力資源・社会保障局と工商局に書簡で通報し、行政処罰をするよう求めた(写真⑤)。

写真⑤



### (4) 行政機関と交渉

鄭楚然は、広東省の人力資源・社会保障局

の長官に対して、公共職業紹介所の求人状況を見て回るようアピールした。それがマスメディアにも掲載されたことがきっかけで、鄭は、公共職業紹介所の職員と交渉することができた。交渉では、副主任から「企業が性差別的な文言を掲示しないことを保証する」という言質を得た(写真⑥は交渉の場面)。

写真⑥(2013.8.14 中国南方人材市場管理委員会)



## 二 街頭パフォーマンスアートについて

行動派は、街頭パフォーマンスアートを多用する。DV 反対を表明するための「血染めの(ように彩色した)ウェディングドレス」、公共トイレの男女の便器数の不公平を訴えるための「男子トイレ占拠」、さらには、上海地下鉄の公式微博が、下着が透けて見えている服を着た乗客の写真を掲載して「こんな恰好をしたら、痴漢にあわないほうがおかしい」と発信したのに対して、上海地下鉄内で「私はみだらでもいいが、あんたのセクハラは許さない」「涼しさはほしいが、痴漢はいらない」というスローガンを掲げて抗議のパフォーマンスアートもした(VOW2014年5月号拙稿)。

### (1) 多用する理由

このように行動派が街頭パフォーマンスアートを多用する理由は、従来の女性 NGO のように政府に提案などを出すだけでは、NGO には力や権限がないため、政府は動かないので、広く世論に訴える必要があったことにある。

中国では「デモ」や「集会」は、申請しても許可されず、仮にやってもマスメディアが報道しない。しかし、パフォーマンスアートは、「文芸娯楽活動」に属すると捉えられており、事前の申請・許可が不要なので、この手法を使うのである。

## (2) 準備および遂行の過程での苦心

街頭パフォーマンスアートの際には、それを安全かつ効果的にこなすために、さまざまな努力がなされている。

- ・参加者には勇気が必要であり、合宿で準備する。事前に別の場所で練習する。
- ・場所は、繁華街や象徴的な場所を選ぶが、危険な地点は避ける。すなわち、あらかじめ警備の状況などを調べて、往復のルートも明確にしておく。
- ・予備のプランも立てておく。たとえば北京での男子トイレ占拠は、最初の地点で阻止されたので、別の地点でおこなっている。
- ・アクションの場所に直接集合せず、他の地点に集まってから出発する。
- ・目立つ道具(血染めのウェディングドレスなど)を持った人は、目立たない場所で待つ。
- ・フラッシュモブ(=突然集まり、短時間でやり、速やかに解散)を原則にする。
- ・マスメディアで報道されることが重要である。そのために、どのメディア、どの記者なら関心を持つかを調べておき、プレスリリースも用意し、アクションを支持する専門家もマスメディアに紹介する。
- ・時間と場所は秘密にしておく。記者にも、時間は前日まで、場所は 2 時間前まで知らせない。

## 三 行動派の運動の特徴・まとめ

### (1) 運動の方法

①街頭パフォーマンスアートを中国各地で繰り返すことによって、社会に問題アピールする。その後、署名、全人代への訴え、連名書簡、行政機関への通報、インターネットなどをつうじて多くの人の声を結集する。

②しばしば全国各地の都市で一斉にアクションをおこなう。

③粘り強い運動で前進をかちとる。この点は、前述のように、就職差別裁判において最初の訴えを受理させるまでに粘り強い運動をしたことや、その後も一步一步判決などで前進を勝ち取ったことにあらわれている。また、街頭パフォーマンスアートの背後にも、緻密な努力があった。

④権力からの安全を重視し、あまりラディカルな活動はしない。デモのようなことはせず、街頭パフォーマンスアートの際にも、参加者の安全を守るために細かな注意を払っている。

⑤フェミニズムに関しては、反発を恐れずに「過激」な主張をする。男子トイレ占拠や「私はふしだらでもいいが、あんたのセクハラは許さない」といったスローガンは、ネット調査では、支持率は 3 割程度しかない。しかし、話題になることによって、新たな支持者を獲得する。

⑥組織を拡大する。全国的なネットワークを作り、年 4 回合宿をする。各地を巡回して講演するなど、運動を広げる努力もする。

⑦女性 NGO とも協力、関係する。

### (2) 運動のテーマ

①多様なテーマを扱うが、とくに若い女性にとって深刻に意識される問題に重点を置いている。就職差別、大学入試の性差別、性暴力、逼婚(結婚催促・強要)などがそれである。

②婚姻制度に反対するようなことは運動と

しては唱えていないが、血染めのウェディングドレス、逼婚反対などに見られるように、結婚に懐疑的傾向もある。

③女性の身体・性の自主権を、単に侵害から守るだけでなく、女性の能動的要求を含めて主張している。たとえば、「私はふしだらでもいいが、あんたのセクハラは許さない」というスローガンにそれは見られる。また、2014年7月、北京師範大学南門で、10余りの都市から来た大学生らが、大学が性教育をするよう訴えるパフォーマンスアートをした。その際には、「AVは性教育ではない」「大学生には性教育が必要だ」「私は性の安全がほしい、性のよろこびもほしい」という三つのスローガンが並べられており、「性のよろこび」にも言及されている。また、この時には、参加者は首の回りの装飾と股の間の切れ目を入れたスイカで女性器を表現している(写真⑦)

写真⑦(2014.7.28)



こうした表現は彼女たちの他のパフォーマンスアートでも見られる。《ヴァギナ・モノログス(陰道独白)》上演運動も盛んであり、女性器を直視することによって力を得ている。

セクシュアリティに関する女性の能動的要求を主張することは、日本や台湾でも若年層の運動に多い傾向がある。逼婚の問題もそうだが、この点については「性」だけでなく「世代」という要素を考慮しなければならない。中高年女性はセクシュアリティに対する要求が抑圧されているという面もあろう。

#### 四 活動家5女性の刑事拘留と保釈後の状況

2015年3月、李麦子、鄭楚然、武嶸嶸、韋婷婷、王曼が、国際女性デー前日にバスの中での痴漢反対キャンペーンを計画したことが、「挑発して騒動を起こす(尋衅滋事)罪」に問われて、刑事拘留された。

##### (1) 刑事拘留の背景

その背景には、①彼女たちが自らの思想体系を持ち、党や国家から独立した組織の拡大を追求したこと、実際に社会的行動をし、政策にも影響を与えたこと、②習近平政権が民間の活動への抑圧を強化したこと、③その際に、「家族」や「女性」役割の強調を伴ったこと、がある。

##### (2) 保釈

彼女たちは1か月後に保釈された。「勾留を受けた社会活動家のグループが一度に釈放されるのは初めてだ。(…)未だかつてない規模のグローバルなフェミニスト組織やそれ以外のNGOが支援に動き出したことには効果があった」(王政・ミシガン大学教授)という。

##### (3) その後も困難な状況

しかし、行動派のNGOは閉鎖に追い込まれた。彼女たちと協力関係にあったNGOのリーダーである陸軍、呂頻はアメリカに移住した。街頭パフォーマンスアートは激減し、おこなっても、裁判所の前などであり、繁華街ではしていない。全国の各都市で一斉にアクショ

ンをすることも激減した。呂頰によると、「一部の参加者は運動から退き、多くの人はずも NGO に加入しなくなった」という。

#### (4) 活動自体は継続

しかし、2015 年以降も、パフォーマンスアート、全人代などへの提案、裁判、署名、情報公開申請、フェミニズムウォークなどはおこなわれており、活動自体がなくなったわけではけっしてない。

また、今年 5 月 4 日、8 大学で、女子学生たちが一斉に各大学の学長に、女子トイレ増設を求める手紙を出した。その際、大学の学内や校門前で、手に「トイレの比率は 2:1、そうでなければ女子学生は待ち切れない」と書いた紙を持っている写真も公表している。これは、大学内での活動であるとはいえ、久しぶりの全国一斉のアクションである。

また、最近は、クラウドファンディングを利用するなど新しい活動形態もあらわれている。逼婚反対のように、直接政治に働きかけるというより、社会に訴える方向での活動に力を入れるという工夫もなされている。

#### おわりに——中国の運動を知る意味

中国は「フェミニズム先進国」ではないので、その運動は軽視されがちだが、個別に見れば、日本にはない実践や観点も多数ある。

また、中国の場合、日本よりも政治的条件が厳しい点に困難があるのだが、だからこそ支援や連帯の必要がある。また、厳しい条件下だからこそ発達した面、すなわち街頭パフォーマンスアートやインターネット活用 (VOW2014 年 5 月号拙稿) については、参照できる点も多い。

また、現在の日本では、中国は「日本とまったく異質で、人権などが立ち遅れた、一枚

岩の国」だというイメージがあるが、これは、中国蔑視・敵視につながる危険がある。中国のフェミニズム運動などを知ることによって、中国も日本と共通する矛盾や課題を持っている国であること、深刻な人権問題についても、それを克服する運動もあり、変化も生じていることが見えてくる。そこから、女性どうし、民衆どうしの国際連帯の観点も生まれる。

ナショナリズムとジェンダーの関係を見ても、中国の習近平政権のフェミニスト弾圧は、安倍政権下の憲法 24 条改悪の動きとかなり似通っている。

さらに、日本の加害を認識・克服するためにもフェミニズムの視点が必要だ。日本軍の戦時性暴力については、それを認識するうえでも、それを解決する国際連帯を切り開くうえでも、フェミニズム視点は重要である。中国の行動派をはじめとするフェミニストたちは、「反日デモ」の中に見られるようなナショナリズムの中の男性的暴力性に対して批判すると同時に、日本軍の戦時性暴力を最も被害者の視点に立って追及しているのである。

#### 【写真の出典】

写真① 「花木兰”穿越西安招聘会 呼吁企业招聘性别平等」西部网 2012 年 4 月 9 日

写真② 【就业性别歧视第一案“曹菊案”开庭 志愿者法院门外声援】女权之声的微博 2013 年 12 月 18 日 13:57

写真③④ 「给我一个快递，我能举起全世界」女权之声的微博 2015 年 9 月 21 日

写真⑤ 「中国 8 城市女大学生集体举报 267 家企业性别歧视」谈性说爱中文网的博客 2012 年 12 月 27 日。

写真⑥ 「南都人物志：女权斗士郑楚然」<http://video.nandu.com/video/201309/26/563.html> 1:31

写真⑦ 「公益青年街头呼吁系统性教育」Queer Comrades 2014 年 7 月 31 日公開 <https://www.youtube.com/watch?v=7120LU60bKk> 0:59